

地域ブロック協働規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人さわやか福祉財団(以下「本財団」という。)が本財団の定款第4条第6項に定める地域ブロックと協働して、同定款第3条に定める新しいふれあい社会を構築するための活動を行うにあたり、本財団が守るべきルールを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「地域ブロック」とは、本財団と協働し、日本国内における特定の地域内の社会の実情に応じて新しいふれあい社会を構築することを目的とする団体であって、当該地域において活動するインストラクターが中心となって結成したものをいう。

2 この規程において「インストラクター」とは、本財団と協働して新しいふれあい社会を構築しようとする強い意欲と能力を有する者をいう。

(地域ブロックの呼称及び活動地域)

第3条 個別の地域ブロックの呼称は、当該地域ブロックが活動する特定の地域の呼称を「ブロック」の前に付したものとす。

2 地域ブロックは、別表1のとおりとする。

3 本財団は、地域ブロックの活動する地域が、全体として日本全国をカバーするよう調整する。

(地域ブロックの発展)

第4条 本財団は、地域ブロックが、その時点において、第2条第1項に定める目的を達成するのに最適な組織となるように、分割して複数の地域ブロックとなり、又は、特別な事情があるときは、他の地域ブロックと合併するなど、柔軟に組織を変更するよう協力するものとする。

2 本財団は、新しいふれあい社会を構築する活動を可能な限り地域の実情に適応したものにしていいため、地域ブロックの活動の単位は、長期的には、市区町村とすることをめざし、中期的には、都道府県単位とすることをめざすものとする。

(地域ブロックの結成及び運営)

第5条 本財団は、地域ブロックが、その活動の地域において活動するインストラクターの合意によって、団体(地域ブロック)を結成し、その組織、運営方法、活動の内容などを定めるにあたり、必要な協議に応じる。

(地域ブロックとの協働)

第6条 本財団は、地域ブロックと協働して行うことにつき合意した事業については、その企画、実施及び評価を、合意した内容にしたがって誠実に共同して行わなければならない。

(協働事業の基本)

第 7 条 本財団は、地域ブロックとの協働の基本となる活動が、事業の目的、実施方法その他の内容について共通の認識を持つために行う相互の情報提供にあることにかんがみ、平素より地域ブロックに対し必要な情報を提供するように努めなければならない。

(協働負担金の支出)

第 8 条 本財団は、地域ブロックが財政面においても自立するよう支援しながら、協働事業の充実のため、地域ブロックの運営及び協働事業実施のため必要な資金を、協働負担金として負担することに努める。

2 本財団は、協働負担金が、委託金でないことにかんがみ、その用途について地域ブロックの活動の自立性を阻害することのないように、また、事務的負担をかけることのないように、留意しなければならない。

(本財団の長期的目標)

第 9 条 本財団は、地域ブロックが第 4 条第 2 項に定めた方向に発展するにつれ、協働して行う活動の主たる役割を地域ブロックに委ねることとする。

2 地域ブロックが自ら新しいふれあい社会の構築を進めるのが適切な段階に至ったときは、本財団は、地域ブロックに対する全国情報の提供及び資金の助成を行うことにより、新しいふれあい社会を構築する活動を行うこととする。

(地域ブロックとの関係)

第 10 条 本財団は、地域ブロックと相互に対等の関係に立つことに常に留意して、協働事業を行わなければならない。

2 本財団は、地域の実績を把握するため、地域ブロック及びインストラクターからの情報の入手に努めると共に、協働事業についての意向に特段の注意を払わなければならない。

附 則

1 この規程は、公益財団法人さわやか福祉財団の設立の登記の日から施行する。

別表1

地域ブロック（全国13ブロック）	
(1)	北海道ブロック……………北海道
(2)	東北ブロック……………青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県
(3)	北関東ブロック……………栃木県、茨城県、群馬県、福島県
(4)	関東ブロック……………東京都、千葉県、埼玉県
(5)	南関東ブロック……………神奈川県、山梨県、静岡県
(6)	東海ブロック……………愛知県、三重県、岐阜県、長野県
(7)	北陸ブロック……………富山県、石川県、福井県、新潟県
(8)	近畿ブロック……………大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、 兵庫県
(9)	中国ブロック……………岡山県、島根県、鳥取県、広島県、山口県
(10)	四国 ブロック……………愛媛県、高知県
(11)	四国 ブロック……………香川県、徳島県
(12)	九州 ブロック……………福岡県、佐賀県、大分県、沖縄県
(13)	九州 ブロック……………長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県